

組合員 各種異動・変更等の手続きについて

組合員さんの各種異動がある場合は必ず県組合へ届けていただきますようお願いいたします。

※ 住所変更の場合

- 提出書類 ・ 組合員 住所・店名・名義等 変更届
- ・ 賠償責任保険の異動通知書
 - ・ 火災共済異動通知書
 - ・ 標準営業約款登録変更届出書
 - ・ 理容業事業者台帳

※ 名義変更の場合

- 提出書類 ・ 組合員 住所・店名・名義等 変更届
- ・ 賠償責任保険の異動通知書
 - ・ 火災共済異動通知書
 - ・ 出資証券…………… 裏書の必要があります。
 - ・ 組合員名義変更に伴う互助会脱退並びに新規加入届
加入金 1,000円納付のこと
 - ・ 新名義人の理容業事業者台帳
 - ・ 標準営業約款登録変更届出書

※ 店名変更の場合

- 提出書類 ・ 組合員 住所・店名・名義等 変更届
- ・ 賠償責任保険の異動通知書

※ 休業の場合 …… 年度の途中でやむを得ず休業される場合、下記書類をご提出ください。
なお、営業を再開されましたら、県組合まで連絡をお願いします。

- 提出書類 ・ 組合員休業届

※ その場合、県賦課金は免除となりますが、
連合会費 + 互助会 + 政治資金は納付していただきます。
(450 + 200 + 50 = 700 円)

※ 出資証券の再交付が必要な場合

- 提出書類 ・ 出資証券再交付申請書
再交付手数料 …… 200 円